

沿岸広域振興局長告示第4号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第15条の規定により同法第10条第1項の許可を受けたものとみなされる次の特定開発行為に関する対策工事等が完了した。

平成31年1月8日

沿岸広域振興局長 石川 義晃

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 下閉伊郡岩泉町中島
- 2 特定開発行為の許可を受けたものとみなされる者の事務所の所在地及び名称 下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑59番地5 岩泉町